

兵高教組 2018年9月18日
人勧速報 No.1
 調査情報11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

地域手当1.5%分の回復を！ 第1回 人事委員会交渉
 まだ残る県「行革」カットを完全に終わらせる勧告を！

9月12日、第1回目の県人事委員会交渉が行われ、兵庫教組・兵庫高教組から18名が参加しました。冒頭、兵庫教組の三上委員長が代表して、私たちの要求書を人事委員会の島事務局長に提出しました。最初の挨拶の中で兵庫教組 三上委員長は、今年度確定闘争の重要課題として、①県「行革」による地域手当1.5%カット分等を含めた公民較差をどのようにするのか、②一向に改善されない教職員の長時間過密労働の状態をどのようにとらえ、それに対してどのような勧告を出すのか、の2点をあげ、人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての役割を果たし、教職員の士気が高まるような勧告を出すよう強く要求しました。



1.5%分をはっきりと。公正な公民較差を。

要求書の趣旨説明を、両教組の書記長が行いました。まず、高教組 岡本書記長は、賃金改善にあたって、次の点を強く要望しました。

県「行革」による賃金カットを名実ともに終わらせる勧告・報告を出すこと。昨年度当局は「県行革による賃金カットは終了」と言いながら、地域手当1.5%の削減分は2018年度の公民較差に委ねるとして今年度も続けている。さらに、較差の解消としておこなった水準調整800円(0.1%)は昨年度のみ、扶養手当改善の前倒し分(0.4%)の影響も昨年度限り。地域手当1.5%削減分がはっきりわかる形で、合わせて2%にもなる較差がきちんと表れた公正な公民較差を示し、教職員の励みになるような勧告を出すこと。

超過勤務のために客観的な勤務時間把握を

続いて兵庫教組 永峰書記長は蔓延する超過勤務について、次の点を強く要望しました。

昨年度の交渉で、教育次長は「中教審提言を重く受け止め、実効性のあるとりくみを危機感を持って推進する」と回答した。しかし、今年度は、「外国語の新設」や「道徳の教科化」にともなう仕事が増え、現場とのギャップは著しい。多くの教職員は「超勤は減ったどころか、さらに忙しく

なった」という実感を持っている。全国では、教員の勤務時間をタイムカードなどで客観的に把握している教育委員会の数は、昨年度と比較して増えているが、兵庫県ではタイムカード等を使っている自治体は、神戸市を除いてゼロだ。超過勤務縮減の第一歩である勤務時間把握について、抜本的な改善を求める勧告を出すこと。

参加者からの現場の声

その後交渉団からは、現場の声として3点について実態と要求が訴えられました。

- 人事院は意見の申出で「定年延長」について触れたが、現場は非常に不安が大きい。定年延長について、どういう制度を設計していくのか、まず現場の声を丁寧に聞いていただきたい。(高教組)
- 自動車による通勤手当が実費支給になっていない。実際の距離に見合う手当支給に改めていただきたい。(高教組)
- 修学旅行や泊を伴う行事の勤務時間について、夜間の待機時間は手待ち時間として労働時間ではないか。また、週当たり〇時間と割り振られている非常勤の職員の超過勤務時間は労働時間ではないのか。超過した労働時間は翌週を短くするなどの対応は可能なのか(兵庫教組)

人事委員会 島事務局長の回答

- ◇人事院は、5年連続の増額改定。国家公務員の定年延長について意見の申出を行った。
- ◇2月に任命権者から人事委員会に対し、民間給与との比較方法の検証に係る要請もあった。
- ◇いただいたご意見も勘案し、中立かつ公正な第三者機関としての使命が果たせるような適切な勧告・報告になるよう検討してまいりたい。

10年間にもおよぶ賃金削減の中、それでも頑張ってきた教職員に報いる勧告を

最後に交渉のまとめを高教組小野委員長が行いました。

人事委員会交渉がスタートし、身が引き締まる思いだ。昨年度の確定交渉は残念ながら妥結に至らなかった。その理由は県「行革」による地域手当削減が解消されなかったからだ。人事委員会はここ数年「終わりに」の中で県「行革」について述べて来られた。にもかかわらず県当局は地域手当削減を解消しなかった。その上で「行革は終わった」と言う。これは巨額ともいえる負担を強いられてきた我々教職員に対する重大な背信行為だ。さらに地域手当1.5%削減分を公民較差の中に入れ込もうとしている県当局のやり方は、人事委員会に対する背信行為でもある。私たちが譲れないところは、公民較差に入れ込まれた地域手当削減分の配分の方法だ。

そういう意味で、この地域手当削減分について人事委員会とどう確認ができるのか本当に大切だ。これは我々にとって誇りに関わる問題でもある。10年にもおよぶ賃金削減を我慢してそれでも頑張ってきた教職員に報いるような結果を導けるように、ともに頑張りたい。

人事委員会に対する重点要求

1. 県「行革」による地域手当1.5%削減分や、昨年度限りであった給料表の水準調整800円分および扶養手当改善の前倒し分などを含め、本県の公務員に実際に支給されている賃金と民間賃金を比較して勧告を出すこと。
2. 民間給与実態調査および公民比較を、比較対象業務を含めてこれまで通りに行い、県「行革」による地域手当1.5%削減が続いていることを明確に示すような勧告を行うこと。
3. 先延ばしされている「給与制度の総合的見直し」による地域手当改善につながる勧告を行うこと。
4. 現給保障制度の廃止につながる勧告を出さないこと。
5. 本県の公務員の生活実態に見合った賃金・諸手当の改善につながる勧告を行うこと。
6. 公民較差の解消については、現給保障額の改善や月例給の改善など、すべての職員に配分するよう勧告すること。
7. 高齢層の賃金抑制・引き下げの勧告を出さないこと。
8. 青年教職員の賃金を大幅に引き上げる勧告を出すこと。
9. 正規職員と同等の職責を負って現場を支える臨時教職員の賃金・労働条件を抜本的に改善し、定数内の臨時教職員は正規採用して違法状態をなくすよう、知事並びに教育委員会に要請すること。
10. 職場の同僚性を破壊し、教育の質を著しく劣化させる成績主義賃金の導入を進める勧告・報告を行わないこと。
11. 再任用制度について、安心して暮らせる雇用と賃金を保障する勧告をすること。
12. 労働時間の客観的で正確な把握を徹底するなど、超過勤務の根絶・縮減をはじめとした勤務条件改善にかかわる勧告を行うこと。
13. 年休を完全取得しやすくするための工夫、子育て支援休暇の改善、病気休暇のいわゆるクーリング期間を国並みにすることなど、休暇制度の改善を図る勧告を出すこと。
14. 定年延長について、賃金抑制を伴うような勧告・報告をしないこと。

第2回人事委員会交渉 ◇9月20日(木) 17:00~

人事委員会宛の要求署名(団体署名)を9月中に集約しましょう!

私たちの力を合わせて、私たちの賃金改善を!